

# 健康・福祉

## 平成24年度市民健康診査 申し込みについて

●配布時期 12月上旬～12月下旬  
●申込書の配布方法

- ①自治会加入者  
各自治会を通して配布します。
- ②自治会未加入者  
12月下旬に郵送で配布します。

●お願い

お手元に申込書が届きましたら、同封の添書や健康診査のご案内をよくご覧になり、必要事項を記入のうえ提出してください。

また、市の健康診査を受診しない方についても、健康調査として参考にしていますので、未受診の理由を記入のうえ、提出をお願いします。全世帯の回収にご協力ください。

なお健康診査のご案内は、返却せずにご家庭でお持ちください。

●申込書を記入する際の注意点

- ①申込書の作成基準日について  
申込書は平成23年11月1日時点での住民基本台帳をもとに作成しています。
- ②対象者について  
申込書に名前の記載されている方が市民健康診査の対象者となります。記入例にならない、検査ごとに調査番号(申込書下段にあります)

をご記入ください。

③受診希望日について

健診会場ごとに定員がありますので、対象地区以外の健診日をお申し込みの方については、日程の変更をお願いする場合があります。

※会場の都合により前年と同時期にならない地区があります。対象地区で日程が合わない場合は申込書余白にその旨をご記入ください。

④社会保険加入者の特定健康診査申し込みについて

40歳以上で社会保険に加入している方が特定健康診査の申し込みを行う場合は、医療保険者に、「特定健康診査受診券」の発行を申請し、受診券が発行されてから、直接成人健康係までお申し込みください。

なお、各種がん検診については今回の申込書でお申し込みいただけません。

⑤生活保護受給者・後期高齢者医療加入者の申し込みについて

生活保護受給者および65歳から74歳の方で、後期高齢者医療に加入している方の基本健康診査申し込みについては、平成24年4月以降に直接成人健康係までお申し込みください。

■申し込み・問い合わせ

健康政策課成人健康係

TEL (23) 7601



## 感染症について⑦ マイコプラズマ肺炎について

●マイコプラズマ肺炎とは

原因になる「マイコプラズマ」とは、ウイルスと細菌の中間ほどの大きさの微生物です。

肺炎は、お年寄りがかかると死に至ることもある病気ですが、マイコプラズマ肺炎は10～30代の若い人たちがかかることが多く、しかも軽症なために普通のかぜと見分けが付きにくく、診断が遅れることがあります。

●症状は

多くの場合、せき、発熱、頭痛、倦怠(けんたい)感などがおこります。たんの出不い乾いたせきが激しく、しかも長く続くため、胸や背中の筋肉が痛くなることも珍しくありません。38度以上の高熱も伴いますが重症化することはあまりありません。しかし、入院治療が必要になる場合もあり、油断は禁物です。

●注意点

潜伏期間が1～3週間と比較的に長いため、子どもが学校などからマイコプラズマを持ち帰ると、家族に感染することがよくあります。



予防接種はなく、決定的な予防法はありません。家庭ではマスクやうがい、手洗い、患者の使うタオルやコップを使わないなど、普通のかぜと同じような予防法を心がけるのがよいでしょう。流行している時期にせきや発熱などの症状がみられたら、早めに受診することが大切です。

### 正しいマスクの使い方

- ①マスクは原則使い捨てであり、1日1枚程度の使用
- ②鼻、口、あごを覆う
- ③鼻部分を鼻すじにフィットさせる
- ④ゴムひもで耳にしっかりと固定する

【マスクのはずし方】

- ①マスクのフィルタールには病原体がついている可能性があるため、使用中や、はずすときもなるべくゴムひもを持ち、表面に触らないようにする
- ②ふたのついたごみ箱に捨てる

マスクで感染症を100%予防することはできませんが、正しく使うことで予防効果を高めることができます。単純なことのようですが、本来の感染予防策とはこの「ちよつとしたこと」の積み重ねが大切なのです。



■問い合わせ

健康政策課健康危機対策係

TEL (23) 8975

